

資料 8

関交企第 159 号
関交推第 57 号
関自旅一第 1746 号
令和 4 年 2 月 28 日

匝瑳市地域公共交通活性化協議会 会長 殿

関東運輸局長
(公印省略)

地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について

標記について、地域公共交通確保維持改善事業実施要領（平成 23 年 4 月 1 日付け、国総計第 5 号、国鉄財第 4 号、国鉄業第 4 号、国自旅第 20 号、国海内第 8 号、国空環第 5 号）8.（1）②の規定に基づき、地域公共交通確保維持改善事業に係る二次評価を実施しましたので、評価結果を通知します。

令和3年度 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(計画策定等に係る事業)

令和4年1月28日

協議会名: 匝瑳市地域公共交通活性化協議会

評価対象事業名: 利便増進計画策定事業

①事業の結果概要	②事業実施の適切性	③計画等の策定等に向けた方針
<p>1. 市内循環バス・デマンド型交通利便増進事業内容の検討 匝瑳市地域公共交通計画に位置付けた市内循環バスの具体的な再編へ向けて、路線の再編に加え、運行間隔の調整や使いやすい運賃設定などきめ細かなサービス向上促進などに配慮しつつ、交通事業者と協議・調整を図り検討した。</p> <p>2. 運行収支の試算 1. で検討した利便増進事業内容について、現行の市内循環バス利用者数をベースに、令和2年度に行った市民アンケート調査や近隣自治体で運行中の利用実績などを考慮し、利便増進後の利用者数を推計した。 さらに、近隣自治体運行実績や交通事業者ヒアリングなどに基づき初期費用及び運行経費を試算し、利用者数推計を踏まえた概略の採算性を検討した。</p> <p>3. 事業実施効果の検討 利便増進事業を実施した場合の効果について、市内循環バスの利用実績や、令和2年度に行った各種ニーズ調査結果などを活用し、地域公共交通計画に位置付けた目標や指標とも関連付けた上で検討した。 利便増進事業内容で試算した費用について、現況と再編後の比較による効果についても検討した。</p> <p>4. 匝瑳市地域公共交通利便増進実施計画(案)の取りまとめ 1. 2. 3. で行った内容を踏まえ、各利便増進事業における実施区域、事業内容、実施主体、実施予定期間、匝瑳市による支援の内容、事業実施に必要な資金の額・調達方法、事業の効果及び再編後の路線(エリア)・便数・運賃など利便増進事業に関する事項などについて検討し、実施可能な利便増進実施計画(案)として取りまとめる。</p> <p>5. 協議会開催 計画策定に向けた調査内容や、調査結果を受けて今後の交通体系のあり方について議論するための協議会を開催した。 (令和3年度末までに計5回開催予定)</p>	<p>A</p> <p>・計画に位置付けられたとおり、適切に実施される見込み。</p>	<p>○市内循環バスはルート変更、路線の統廃合により、再編する。路線により車両の小型化(ワンボックスカー)も検討する。</p> <p>○市内循環バスのルート縮小に伴い、新たに交通不便地域が生じるため、デマンド型交通を導入する。また、毎年利用状況や収支状況を匝瑳市地域公共交通活性化協議会に報告し、見直し(改善)を行う。</p> <p>○特に地域交通利用料助成事業の対象者は、75歳以上の市内循環バスの利用が困難で、自動車やバイクの運転免許証を持たない方が対象で、移動手段がないため、デマンド型交通に利用が集中する可能性もあることから、地域交通利用料助成事業を併用し運用する。</p>

<p>地方運輸局等における 二次評価結果 (関東運輸局)</p>	<p>市内循環バスの運行ルート・ダイヤ再編調査やデマンド型交通の実施状況等調査を実施する等、事業が計画通りに適切に実施されており評価できる。 第三者評価委員会での有識者からの助言(下記)を、今後の検討の参考としていただきたい。 ・住民にアンケートやヒアリングを実施した際、対応が難しい意見に対して、無回答ではなく可能性に繋がる回答をすると、住民からの信頼及び関心が増す。 ・運行形態の変更や、「輸送資源の総動員」に積極的にチャレンジしていただきたい。 ・公共交通機関の活用により得られるクロスセクター効果(交通事故のリスクを下げることによる「安全」の確保や、おでかけによる「健康」維持、等)は重要なポイント。 ・バスの乗り継ぎが回避される理由の一つに、初乗り運賃の加算による割高感がある。難しい課題だが検討してほしい。 ・バス停や駅が大事だと着目することには意味があり、乗り継ぎのしやすさだけではなく、待ち時間をポジティブに考える視点がまちづくりの中で重要である。</p>
--	--